

(家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款 新旧対照表)

	現行約款	区分	新約款																
表紙	平成 30 年 10 月 1 日実施	変更	令和元年 10 月 1 日実施																
		追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 20%;">内容</th> <th style="width: 55%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日</td> <td style="text-align: center;">制定</td> <td style="text-align: center;">改正ガス事業法の施工に伴う制定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年 10 月 1 日</td> <td style="text-align: center;">改定</td> <td style="text-align: center;">標準熱量変更に伴う改定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">令和 元年 10 月 1 日</td> <td style="text-align: center;">改定</td> <td style="text-align: center;">消費税増税に伴う改定</td> </tr> </tbody> </table>	番号	年月日	内容	説明	1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定	2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定	3	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定
番号	年月日	内容	説明																
1	平成 29 年 4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施工に伴う制定																
2	平成 30 年 10 月 1 日	改定	標準熱量変更に伴う改定																
3	令和 元年 10 月 1 日	改定	消費税増税に伴う改定																
P2	<p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、家庭用コージェネレーションシステムを設置し、次のすべての条件を満たし使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。</p>	変更	<p>4. 適用条件</p> <p>お客さまが、家庭用コージェネレーションシステムを設置し、次のすべての条件を満たし使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を<u>申し込む</u>ことができます。</p>																
P2	<p>5. 契約の締結</p> <p>(1) この選択約款に関する契約は、当社が<u>申し込み</u>を承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) <u>申し込み</u>の際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の<u>申し込み</u>をする場合、その適用開始の希望日が過去の契</p>	変更	<p>5. 契約の締結</p> <p>(1) この選択約款に関する契約は、当社が<u>申し込み</u>を承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) <u>申し込み</u>の際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。</p> <p>③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。</p> <p>(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の<u>申し込み</u>をする場合、その適用開始の希望日が過去の契約</p>																
P3	<p>約款の適用開始の希望日が過去の契約</p>		<p>約款の適用開始の希望日が過去の契約</p>																

	<p>約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p> <p>(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>		<p>の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p> <p>(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>
P4	<p>9. 設置の確認</p> <p>(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾させていただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。</p>	変更	<p>9. 設置の確認</p> <p>(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾させていただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。</p>
P5	<p>13. 契約の成立と契約期間</p> <p>(1) お客さまが契約を希望する場合は、所定の申込書により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した時に成立いたします。</p>	変更	<p>13. 契約の成立と契約期間</p> <p>(1) お客さまが契約を希望する場合は、所定の申込書により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した時に成立いたします。</p>
P6	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、平成30年10月1日から実施いたします。</p> <p>2. 実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、平成30年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、平成30年10月1日から平成30年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更後の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>	変更 変更	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日</p> <p>本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</p> <p>2. 実施に伴う切り替え措置</p> <p>当社は、令和元年9月30日以前から継続してこの選択約款による契約が締結されており、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。</p>

	<p>3. 改定履歴</p> <p>平成 29 年 14 月 1 日 ガス小売全面自由化に伴う制定</p> <p>平成 30 年 10 月 1 日 標準熱量変更に伴う改定</p>	削除																									
P8	<p>3. 料金表 A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="183 389 1090 489"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: right;">881.28 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="183 539 1090 639"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td style="text-align: right;">217.7280円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表 B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="183 884 1090 984"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: right;">2,916.00 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,700.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="183 1034 1090 1134"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td style="text-align: right;">91.0980円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">84.35 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1 か月につき	881.28 円 (税込)	816.00 円 (税抜)	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	217.7280円 (税込)	201.60 円 (税抜)	1 か月につき	2,916.00 円 (税込)	2,700.00 円 (税抜)	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	91.0980円 (税込)	84.35 円 (税抜)	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>3. 料金表 A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 389 2150 489"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: right;"><u>897.60</u> 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">816.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 539 2150 639"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td style="text-align: right;"><u>221.76</u> 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">201.60 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>料金表 B</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 884 2150 984"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 か月につき</td> <td style="text-align: right;"><u>2,970.00</u> 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,700.00 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1243 1034 2150 1134"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td> <td style="text-align: right;"><u>92.7850</u> 円 (税込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">84.35 円 (税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金 (税抜) をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1 か月につき	<u>897.60</u> 円 (税込)	816.00 円 (税抜)	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>221.76</u> 円 (税込)	201.60 円 (税抜)	1 か月につき	<u>2,970.00</u> 円 (税込)	2,700.00 円 (税抜)	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>92.7850</u> 円 (税込)	84.35 円 (税抜)
1 か月につき	881.28 円 (税込)																										
	816.00 円 (税抜)																										
1 立 方 メ ー ト ル に つ き	217.7280円 (税込)																										
	201.60 円 (税抜)																										
1 か月につき	2,916.00 円 (税込)																										
	2,700.00 円 (税抜)																										
1 立 方 メ ー ト ル に つ き	91.0980円 (税込)																										
	84.35 円 (税抜)																										
1 か月につき	<u>897.60</u> 円 (税込)																										
	816.00 円 (税抜)																										
1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>221.76</u> 円 (税込)																										
	201.60 円 (税抜)																										
1 か月につき	<u>2,970.00</u> 円 (税込)																										
	2,700.00 円 (税抜)																										
1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>92.7850</u> 円 (税込)																										
	84.35 円 (税抜)																										